

警戒区域及び計画的避難区域の家屋に関する要望

東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故は、今なお収束せず、全国各地へ避難した浪江町民はふるさとを離れて、厳しい避難生活を続けております。

町民の皆さまが、生活の立て直しを図るために、独立行政法人住宅金融支援機構の融資や大学の授業料免除の申し込み等、それぞれの場面で被災者として支援等を受けようとする際に、り災証明の提出が求められます。

しかしながら、当町は、町全域が警戒区域または計画的避難区域であり、放射線量の高い地域が多いこと、また、町職員の大部分が避難者の生活支援業務に携わっていることから、住家被害認定調査が実施できず、り災証明を発行できない状況であります。

つきましては、原子力災害で避難した町民が、東日本大震災で被災した他地域の方々と同様の支援等を受けられるよう次のとおり強く要望いたします。

警戒区域及び計画的避難区域の家屋については、当該地域の居住が制限されていることから、各支援制度等において、その趣旨に照らし、り災証明における全壊と同等の取り扱いとするなど、り災証明がなくても被害及び不利益の実態に即した適用を受けられること。

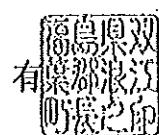
また、その旨、り災証明を使用する機関に周知すること。

【支援制度等】

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 内閣府 | 被災者生活再建支援金 |
| 2 國土交通省及び財務省 | 独立行政法人住宅金融支援機構の融資 |
| 3 文部科学省 | 大学等の授業料免除 |

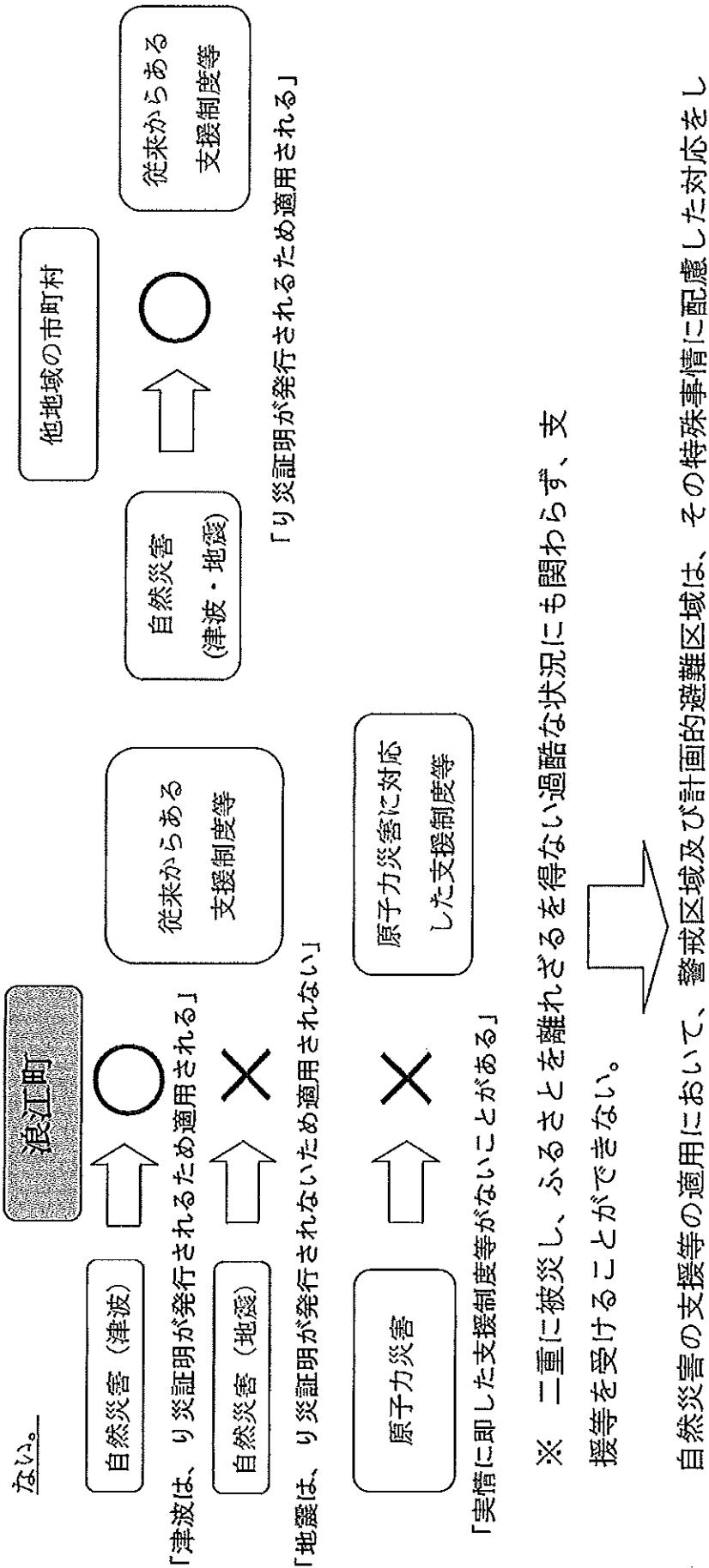
平成23年12月15日

福島県双葉郡浪江町長 馬 場



警戒区域及び計画的避難区域からの避難者の現状

- 1 浪江町全域が警戒区域または計画的避難区域であり、放射線量の高い地域が多いこと、また、町職員の大部分が避難者の生活支援業務に携わっているため、住家被害認定調査が実施できず、り災証明の発行ができない。
- 2 現行の被災者支援制度等が、自然災害を対象としており、り災証明の提出を要件としているため、適用を受けられない。
- 3 したがって、原子力災害の被災者は、自然災害に重ねて、原子力災害に被災し、ふるさとを離れるを得ないという過酷な状況であるにも関わらず、従来からある支援等について、他の地域の自然災害の被災者と同等の適用を受けることができない。



自然災害の支援等の適用において、警戒区域及び計画的避難区域は、その特殊事情に配慮した対応をしていただきたい。被災者の生活再建において、自然災害の他市町村と同等の支援等を受けること、また、原子力災害の実情に即した支援等を新たに創設してもらうことが喫緊の課題である。